

富津市の給与・定員管理等について

1 総括

(1)人件費の状況(普通会計決算)

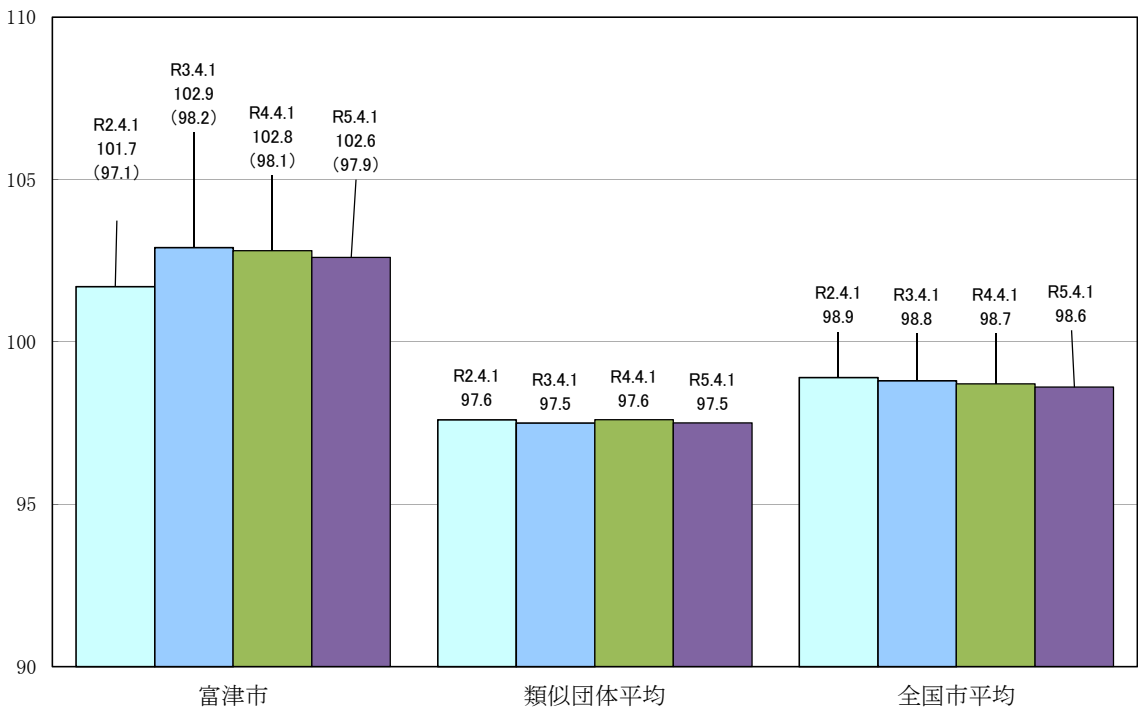
区 分	住民基本台帳人口 (令和5年1月1日)	歳 出 額 A	実 質 収 支	人 件 費 B	人 件 費 率 B/A	(参考)令和3年度 の人件費率
令和 4年度	人 41,773	千円 20,519,571	千円 726,667	千円 3,916,112	% 19.1	% 18.9

(2)職員給与費の状況(普通会計決算)

区 分	職員数 A	給 与 費				(参考)一人当たり 給与費 B/A	(参考)類似団体平 均一人当たり給与 費
		給 料	職 員 手 当	期 末 ・ 勤 勉 手 当	計 B		
令和 4年度	人 427	千円 1,514,295	千円 296,954	千円 581,399	千円 2,392,648	千円 5,603	千円 5,732

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
2 職員数については、令和4年4月1日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員、再任用職員(短時間勤務)及び会計年度任用職員を含まない。
3 給与費については、任期付短時間勤務職員及び再任用職員(短時間勤務)の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

(3)ラスパイレス指数の状況



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数(構成)を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表(一)適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
2 ()書きの数値は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指す。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数。
(補正前のラスパイレス指数×(1+当該団体の地域手当支給率)÷(1+国の指定基準に基づく地域手当支給率)により算出。)
3 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

※ 令和5年4月1日のラスパイレス指数が、③3年前に比べ1ポイント以上上昇している場合、②3年連続で上昇している場合、
①100を超えている場合について、その理由及び改善の見込み

国と比較して初任給基準が高く、職員構成がアンバランスであること等が、ラスパイレス指数100.0を上回っている要因と考えられる。改善策として、令和5年4月1日より高齢層職員(55歳以上)の昇給停止及び55歳未満の7級職以上の職員について昇給抑制(4号給→3号給)を実施済み。また、令和6年度より7級職以上の給料削減を実施。なお、給料月額を用いて計算するラスパイレス指数は100.0を超えているが、当市では地域手当の支給率の抑制を実施しており、令和5年4月1日の地域手当を加味したラスパイレス指数は97.9と、100.0を下回っている。

(4) 給与改定の状況

①月例給

区 分	人事委員会の勧告				給与改定率	(参考) 国の改定率
	民間給与 A	公務員給与 B	較 差 A-B	勧 告 (改 定 率)		
年度	円 —	円 —	円 —	% —	% —	% —

(注)「民間給与」、「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の4月分の給与額をラスパイレス比較した平均給与月額である。

②特別給(期末・勤勉手当)

区 分	人事委員会の勧告				年間支給月数	(参考) 国の年間支給月数
	民間の支給割合 A	公務員の支給月数 B	較 差 A-B	勧 告 (改 定 月 数)		
年度	月 —	月 —	月 —	月 —	月 —	月 —

(注)「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数である。

(5) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

①給料表の見直し

[実施 未実施]

(給料表の改定実施時期) 平成28年4月1日

(内容)

ア 給料表の見直し改定

国・県に準拠したものとし、平均1.2%引下げ。

人事院勧告の内容に準じて、世代間の給与配分の見直しの観点から若年層(1級及び2級の下位号給)は引上げ改定、4級以上の高位号給については、最大4%程度引下げ。また、在職実態を考慮し、号給を増設・撤廃。

イ 給料の切替えに伴う差額の支給について(現給保障制度)

給料表の見直しに伴う激変緩和として、3年間の現給保障を実施。これに伴い、平成18年給与構造改革時の現給保障については廃止とする。

ウ 50歳台後半層の職員の給与抑制措置

55歳を超える職員(給料表7級以上の職員)について、給与額を一定率で減額(△1.5%)

②地域手当の見直し

(支給割合)国基準10%に対し、富津市においては5%(令和5年4月1日現在)を支給。

(実施時期)地域手当については、平成26年4月1日から当分の間、支給しないこととしていたが、平成28年10月より支給を開始した。

(参考)

	平成28年度の 支給割合	平成29年度の 支給割合	平成30年度以 降の支給割合
国基準による支給割合	10.0 %	10.0 %	10.0 %
富津市の支給割合	0.0 %	4.0 %	5.0 %

③その他の見直し内容

勤勉手当及び管理職員特別勤務手当について、国と同様に見直しを実施。(平成28年4月1日実施)

(6) 特記事項

(給与抑制措置)

期末手当・勤勉手当の役職加算率の引下げ

区分	抑制措置	実施期間	内容
特別職	期末手当役職加算の減額	令和3年12月1日から令和6年10月5日	15% → 0%
一般職	期末勤勉手当役職加算の減額	平成12年4月1日から当分の間	8級・7級(次長) 15% → 8%
			7級(課長)・6級 10% → 5%
			5級 5% → 2%

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(令和5年4月1日現在)

①一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
富津市	38.3 歳	296,090 円	362,648 円	329,351 円
千葉県	40.0 歳	303,122 円	405,893 円	355,779 円
国	42.4 歳	322,487 円	—	404,015 円
類似団体	42.3 歳	314,496 円	377,026 円	341,877 円

②技能労務職

区分	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額(国比較 ベース)
富津市	57.5 歳	2 人	360,900 円	425,286 円	398,108 円
千葉県	52.6 歳	303 人	298,707 円	355,761 円	334,780 円
国	51.2 歳	1,941 人	286,942 円	—	329,178 円
類似団体	51.6 歳	13 人	295,647 円	325,093 円	306,679 円

(注) 1 「平均給料月額」とは、令和5年4月1日現在における職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース(=時間外勤務手当等を除いたもの)で算出している。

(2) 職員の初任給の状況(令和5年4月1日現在)

区分		富津市	千葉県	国
一般行政職	大学卒	191,700 円	191,700 円	185,200 円
	高校卒	158,900 円	158,900 円	154,600 円
技能労務職	高校卒	158,900 円	156,800 円	—

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況(令和5年4月1日現在)

区 分		経験年数			
		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大学卒	— 円	377,225 円	— 円	— 円
	高校卒	244,020 円	340,800 円	— 円	— 円
技能労務職	高校卒	— 円	— 円	— 円	— 円

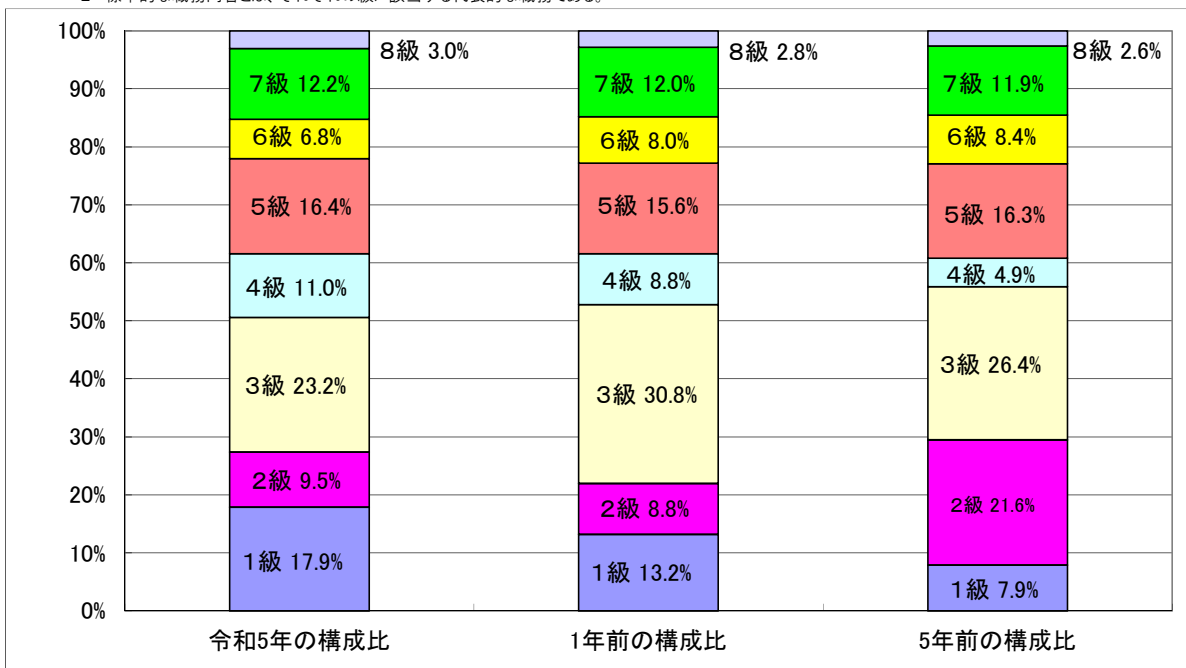
3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1)一般行政職の級別職員数及び給料表の状況(令和5年4月1日現在)

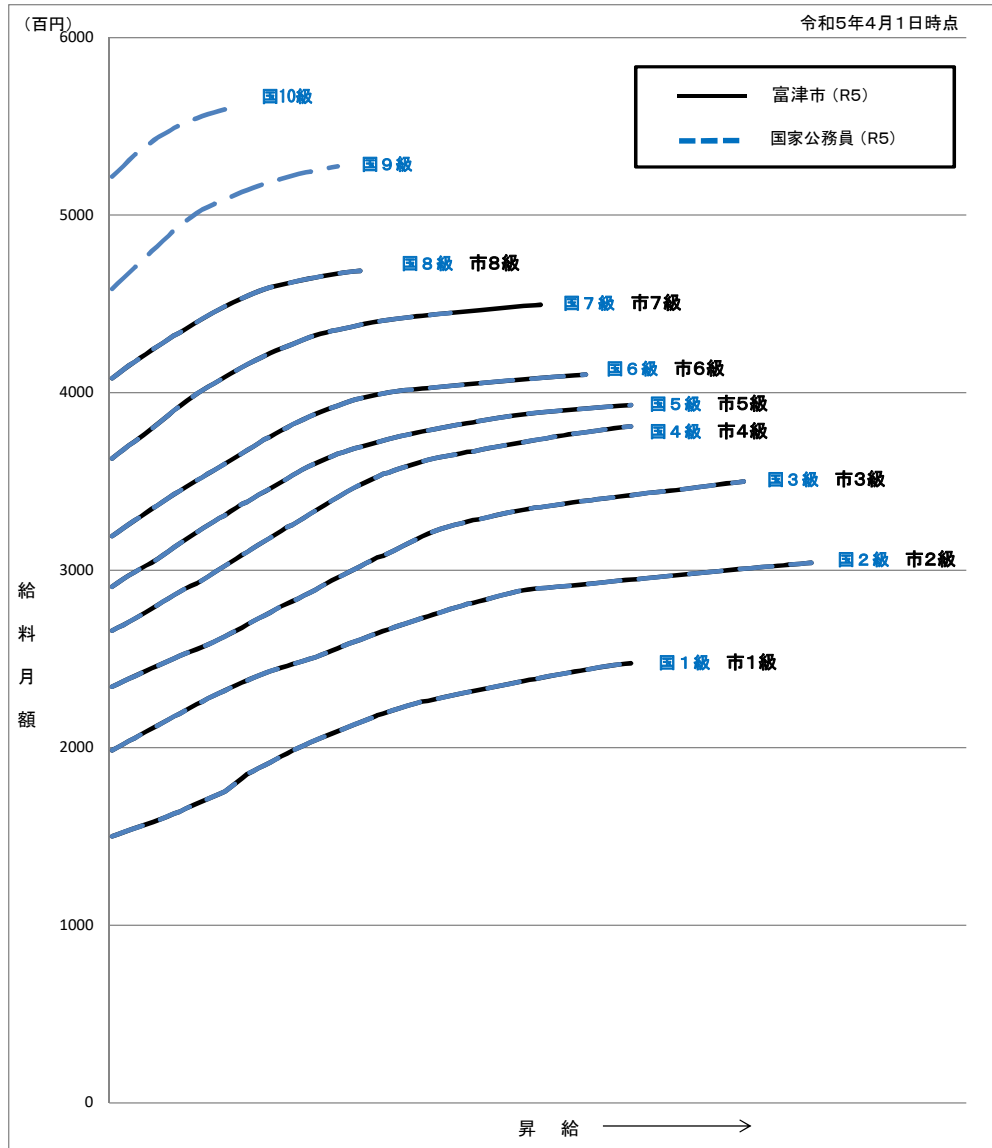
区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
1級	主事	47 人	17.9 %	150,100 円	247,600 円
2級	主事	25 人	9.5 %	198,500 円	304,200 円
3級	主任主事	61 人	23.2 %	234,400 円	350,000 円
4級	副主査	29 人	11.0 %	266,000 円	381,000 円
5級	係長・主査	43 人	16.4 %	290,700 円	393,000 円
6級	課長補佐・副主幹	18 人	6.8 %	319,200 円	410,200 円
7級	次長・課長	32 人	12.2 %	362,900 円	449,500 円
8級	部長	8 人	3.0 %	408,100 円	468,600 円

(注) 1 富津市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。

2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(2) 国との給料表カーブ比較表(行政職(一))(令和5年4月1日現在)



(3) 昇給への人事評価の活用状況(一般行政職)(富津市)

令和5年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している				
活用している昇給区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
上位、標準、下位の区分				
上位、標準の区分				
標準、下位の区分				
標準の区分のみ(一律)				
ロ. 人事評価を活用していない	○		○	
活用予定時期	未定		未定	

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

富津市	千葉県	国
1人当たり平均支給額(令和4年度) 1,312 千円	1人当たり平均支給額(令和4年度) 1,685 千円	—
(令和4年度支給割合) 期末手当 2.40 月分 勤勉手当 2.00 月分 (1.35)月分 (0.95)月分	(令和4年度支給割合) 期末手当 2.40 月分 勤勉手当 2.00 月分 (1.35)月分 (0.95)月分	(令和4年度支給割合) 期末手当 2.40 月分 勤勉手当 2.00 月分 (1.35)月分 (0.95)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 2～8% ・管理職加算 0%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 15・25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

○ 勤勉手当への人事評価の活用状況(一般行政職)(富津市)

令和5年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している	○		○	
活用している成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
上位、標準、下位の成績率	○	○	○	○
上位、標準の成績率				
標準、下位の成績率				
標準の成績率のみ(一律)				
ロ. 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

(2) 退職手当(令和5年4月1日現在)

富津市			国		
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度	47.709 月分	47.709 月分	最高限度	47.709 月分	47.709 月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
定年前早期退職特例措置(2～20%加算)			定年前早期退職特例措置(2～45%加算)		
	自己都合	勤奨・定年			
1人当たり平均支給額	3,692 千円	22,206 千円			

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和4年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当(令和5年4月1日現在)

支給実績(令和4年度決算)			83,576 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(令和4年度決算)			178,581 円
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)
富津市	5.0 %	468 人	10.0 %

(4)特殊勤務手当(令和5年4月1日現在)

支給実績(令和4年度決算)		4,774 千円			
支給職員1人当たり平均支給年額(令和4年度決算)		27,436 円			
職員全体に占める手当支給職員の割合(令和4年度)		37.3 %			
手当の種類(手当数)		13 種			
手当の名称		主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (令和4年度決算)	左記職員に対する 支給単価
滞納徴収手当		滞納徴収事務に従事する職員	市税の徴収事務のため、直接滞納者を訪問したとき	26 千円	日額 200 円
社会福祉業務手当		社会福祉主事、ホームヘルパー等	社会福祉業務に従事したとき	791 千円	月額 3,500 円
乳幼児保育業務手当		保育士	乳幼児保育の業務に従事したとき	968 千円	月額 2,000 円
行旅死病人取扱手当	死亡人取扱い	行旅死亡人及び行旅病人の取扱業務に従事する職員	行旅死亡人及び行旅病人の取扱又は救護業務に従事したとき	7 千円	1件 2,000 円
	病人取扱い				1件 1,000 円
廃棄物処理手当	廃棄物の収集、運搬等の処理作業	環境センターに勤務する職員	廃棄物の処理等の業務に従事したとき	77 千円	日額 400 円
	動物死体処理作業				1件 150 円
防疫作業手当	感染症患者の輸送、消毒	防疫作業に従事する職員	感染症の患者の輸送並びに感染症の病原体に汚染し、又は汚染した疑いのある物件、場所等の消毒その他の処理作業に従事したとき	677 千円	日額 400 円
	新型コロナウイルス感染症による救急業務(消防隊員)				1件 1,500 円
	新型コロナウイルス感染症による消毒				日額 1,000 円
大型自動車等運転業務手当		自動車運転手	大型自動車等の運転に従事したとき	58 千円	日額 200 円
危険手当		危険作業等に従事する職員	犯則事件の取締りに従事する場合及び作業施行上その生命又は身体に著しい危険を及ぼすおそれがある作業に従事したとき	－ 千円	日額 500 円
機関運転手当	大型	消防職員	救急、救助、火災又は災害等により出動する消防用特殊車両の運転に従事したとき	716 千円	1回 300 円
	中型(限定中型)				1回 250 円
	普通				1回 200 円
現場活動手当		消防職員	火災又は災害等により現場活動に従事したとき	214 千円	1回 150 円
救急業務手当	救急業務に従事したとき	消防職員	救急自動車等により救急業務に従事したとき	759 千円	1回 150 円
	救急救命士が、特定行為に従事したとき				1回 500 円
救助活動手当		消防署に勤務する救助隊員	概ね10メートル以上の高所で消火若しくは救助活動に従事し、又はそれに従事するために常に訓練する職員	480 千円	月額 2,500 円
潜水業務手当		消防職員	潜水器具を着用して潜水作業又は潜水訓練に従事したとき	－ 千円	1時間 250 円

(5)時間外勤務手当

支給実績(令和4年度決算)	105,094 千円
職員1人当たり平均支給年額(令和4年度決算)	224 千円
支給実績(令和3年度決算)	105,077 千円
職員1人当たり平均支給年額(令和3年度決算)	271 千円

(注) 職員1人当たりの平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(〇年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む

(6)その他の手当(令和5年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (令和4年度決算)	支給職員 1人当たり 平均支給年額 (令和4年度決算)
扶養手当	○配偶者 6,500円 ○子 10,000円 ○父母等 6,500円 (ただし、8級職員については配偶者・父母等は3,500円) ※満16歳の年度始めから満22歳の年度末までの子がいる場合の加算額 1人につき 5,000円	同じ		35,170 千円	217,099 円
住居手当	○借家(家賃16,000円を超える場合に限る。) 家賃の額に応じて28,000円を限度に支給	同じ		25,203 千円	283,180 円
通勤手当	○電車・バスを利用する場合 全額支給 55,000円までは全額支給 ○乗用車などを利用する場合 通勤距離に応じて2,000円から31,600円を支給	同じ		31,995 千円	71,899 円
管理職手当	○管理又は監督の地位にある職員に支給 部長級 46,600円 次長級 35,900円 課長級 30,700円 課長補佐級 20,400円	異なる	俸給の特別調整額の区分別に応じ て支給	29,402 千円	326,689 円
休日勤務手当	○祝日法による休日等に勤務した職員に支給 勤務1時間当たりの給与額×135/100×時間数	同じ		7,636 千円	117,477 円
夜間勤務手当	○正規の勤務時間として、午後10時から翌日午前5時までの間に勤務した職員に支給 勤務1時間当たりの給与額×25/100×勤務時間数	同じ		3,189 千円	46,897 円
宿日直手当	○宿日直勤務を命じられた職員に支給 勤務1回につき、4,400円	同じ		1,412 千円	7,511 円
管理職員特別勤務手当	○管理職手当を支給される職員が臨時又は緊急の必要等により、週休日、休日等に、又は週休日等以外の午前0時から午前5時までの間に勤務した場合に職務の級に応じ支給 週休日等 6,000円から12,000円 週休日等以外の日 3,000円から6,000円	同じ		733 千円	33,318 円

5 特別職の報酬等の状況(令和5年4月1日現在)

区 分		給料月額等	
給料	市長	900,000 円 (ー 円)	(参考)類似団体における最高/最低額 980,000 円/ 382,500 円
	副市長	780,000 円 (ー 円)	794,000 円/ 512,000 円
報酬	議長	530,000 円 (ー 円)	600,000 円/ 327,000 円
	副議長	470,000 円 (ー 円)	540,000 円/ 279,000 円
	議員	450,000 円 (ー 円)	500,000 円/ 259,000 円
期末手当	市長	(令和4年度支給割合) 4.40 月分	
	副市長	(令和4年度支給割合) 4.40 月分	
	議長		
	副議長 議員		
退職手当	市長	(算定方式) (1期の手当額) (支給時期) 900,000円×在職月数×0.35 15,120,000 円 任期毎	
	副市長	780,000円×在職月数×0.25 9,360,000 円 任期毎	
	備考		

(注) 1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。

2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年＝48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

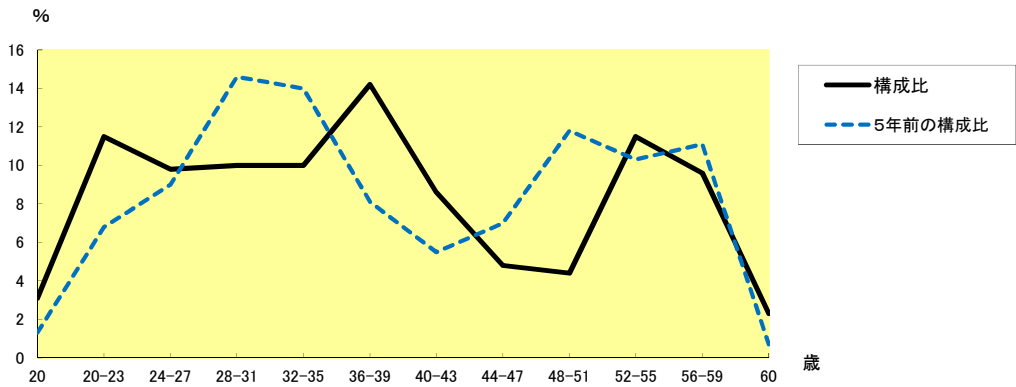
6 職員数の状況

(1)部門別職員数の状況と主な増減理由

区分 部門		職員数		対前年 増減数	主な増減理由
		令和4年	令和5年		
普通会計部門	議会	4	4	0	
	総務	97	106	9	部署の体制強化による増員
	税務	26	25	▲1	業務の見直しによる減員
	民生	82	83	1	部署の体制強化による増員
	衛生	31	29	▲2	業務の見直しによる減員
	農林水産	19	19	0	
	商工	8	8	0	
	土木	30	28	▲2	欠員不補充による減員
	計	297	302	5	＜参考＞ 人口1万人当たり職員数 72.30 人 (類似団体の人口1万人当たり職員数) 68.94 人
	教育部門	40	41	1	
普通会計部門	消防部門	90	86	▲4	欠員不補充による減員
	小計	427	429	2	＜参考＞ 人口1万人当たり職員数 102.70 人 (類似団体の人口1万人当たり職員数) 88.71 人
	水道	0	0	0	
公営企業等	その他	51	49	▲2	部署の体制変更による減員
	小計	51	49	▲2	
合計		478	478	0	＜参考＞ 人口1万人当たり職員数 114.4 人
		[654]	[654]	[0]	

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。
2 []内は、条例定数の合計である。

(2)年齢別職員構成の状況(令和5年4月1日現在)



区 分	20歳未満	20歳 23歳	24歳 27歳	28歳 31歳	32歳 35歳	36歳 39歳	40歳 43歳	44歳 47歳	48歳 51歳	52歳 55歳	56歳 59歳	60歳以上	計
職員数	15人	55人	47人	48人	48人	68人	41人	23人	21人	55人	46人	11人	478人

(3)職員数の推移

(単位:人・%)

年度 部門別	30年	元年	2年	3年	4年	5年	過去5年間の増減数(率)
一般行政	270	277	281	291	297	302	32 (11.9%)
教育	41	39	38	40	40	41	0 (0.0%)
消防	87	88	88	88	90	86	-1 (-1.1%)
普通会計計	398	404	407	419	427	429	31 (7.8%)
公営企業等会計	51	57	58	51	51	49	-2 (-3.9%)
総合計	449	461	465	470	478	478	29 (6.5%)

(注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

7 公営企業職員の状況

(1)水道事業

令和元年度よりかずさ水道広域連合企業団へ移行したため、該当なし